

■住宅の応急修理申込チェックシート

持家 / 借家

必要書類①～③と、このチェックシートを全て揃えて提出してください。
 災害救助法に基づく、住宅の応急修理は次(1)～(5)の要件を満たす必要があります。要件を確認のうえ、申し込んでください。
 なお、住宅の応急修理にかかる費用は、1世帯あたり595,000円(準半壊の場合は300,000円)を限度としており、限度額を超える部分の工事については、申込者の負担となります。

必要書類	チェック欄	
	申込者	市
① 住宅の応急修理申込書 ※申込者は、「り災証明書」受理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 資力に係る申出書 ※中規模半壊、半壊、準半壊世帯は必要 ※借家の場合は、貸主からの申出書も必要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ り災証明書(住家)の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
応急修理の対象者等要件	申込者	市
(1) 住宅が災害により、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 応急修理を行なうことによって、避難を要しなくなり、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 自らの資力では応急修理を行うことができない。(大規模半壊以外)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 応急修理する箇所は、日常生活に必要な欠くことのできない部分である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 応急修理後、施工内容に問題が生じた場合、私と施工業者で問題を解決します。(武雄市は一切関与しません。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【修理見積り依頼状況】 ※いずれかにチェック☑してください。

依頼済 未依頼(事業者の当てがある) 未依頼(探している段階)

※依頼済の場合、記載してください。

事業者名

上記の災害救助法に基づく、住宅の応急修理の要件等を確認し、申し込みます。

氏 名